社会福祉法人勝曼会

ショートステイ　バウムあすみの丘　重要事項説明書

（令和7年4月1日現在）

当事業所は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、料金等、契約上ご注意いただきたいことは次の通りです。

1.運営法人

法人名	社会福祉法人勝曼会
法人所在地	千葉県四街道市大日1623-1
連絡先	電話番号　043－421－5188(代)
代表者名	理事長　岡田　哲明
設立年月日	昭和63年11月21日

2.施設概要

施設の種類	指定短期入所生活介護(指定　第 1270403825)
施設の名称	ショートステイ　バウムあすみの丘
施設の目的	指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、以下の短期入所生活介護サービスを提供いたします。 ①入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話 ②機能訓練 ③健康管理 ④療養上の世話
建物の構造	鉄骨造　地上2階建
延床面積	5078.18 ㎡

設備関係	個室→20室(2ユニット、1ユニット10室) 共同生活室・台所→各ユニットに1室 個人浴室・洗濯機→2ユニットに1室 洗濯室→1室 特殊浴室→特別浴槽(2階)・中間浴室(1階) 医務室→1室 看護職員室→1室 歯科処置室(1階医務室)→1室 ボランテイア室→1室 面談室→1室
併設事業	特別養護老人ホーム　バウムあすみの丘(指定第 120403726)
	地域交流スペース
施設の住所	千葉市若葉区若松町 88-1
連絡先	電話番号　043-312-8880 ファックス　043-312-8889
施設長名	勝山　哲也
運営方針	別紙
指定年月日	令和2年 10 月 1 日

3.利用対象者

原則要介護 1 以上の方

4．職員の状況

(1) 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤
施設長	1　名	
医師		1　名
介護支援専門員	1　名以上	
生活相談員	1　名以上	
看護職員	1　名以上	2 名以上 (常勤換算 2 名以上)
機能訓練指導員	1　名以上　(看護職員と兼務の場合もあり)	
介護員	看護・介護職員あわせて常勤換算で 24 名以上	
その他の職員	実情に応じた適当数	

(2) 職員の職務内容

職　種	職務の内容
施設長(管理者)	施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等、入所者の介護支援に関する業務を行う。
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画案、実施に関する業務を行う。
看護職員	医師の診断補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務を行う。
機能訓練指導員	入所者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ心理的機能、身体機能の低下を防止するよう努める。
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
その他の職員	事務等、その他の業務を行う。

5.サービス内容

① 送迎

ご家族が希望される場合は、当事業所の送迎を利用できます(日・祝を除く)。ただし、通常の送迎実施地域については、千葉市・四街道市内とさせていただきます。

通常送迎時間　平日　入所 9:00頃～10:30頃　退所 16:00頃～17:45頃
土曜日　入所 9:00頃～10:30頃　退所 16:00頃～17:45頃

※ 毎回利用前の日の夕方に、入所の確認のお電話を入れさせていただきます。

※ 送迎時間は、配車の都合、地域、天候、ご本人の健康状態等により大きくずれることもございますので、あらかじめ担当相談員とご相談下さい。

② 食事

当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間)　朝食8:00～9:00　昼食12:00～13:00　夕食18:00～19:00

(特別食の提供)

ご契約者のケアプランに基づき特別治療食(介護保険適用)を提供させていただきます。

※ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な

栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食、(単なる流動食及び軟食を除く)を提供します。

③　入浴
ご契約者の心身の状況に合わせて、3種類の浴槽からお選びいただけます。
入浴回数はご利用の日数に応じて入浴していただけます。(週2回を基本とする)

④　介護
ケアプランを作成し、ご契約者の心身の状況に合わせて、安心して生活できるよう介護を行います。

⑤　機能訓練
日常生活の中でご利用者の心身等の状況に応じたリハビリを行っていきます。

⑥　生活相談
生活相談員が利用の相談事、担当ケアマネジャーとの連絡調整等に対応します。

⑦　健康管理
看護職員が健康管理にあたります。

⑧　特別な食事の提供
ご利用者のケアプランに基づき特別な食事を提供させていただきます。
(但し、ご本人の健康状態等によりご希望に添えないこともございます。)

⑨　理美容サービス
月1回～2回ご利用いただけます。(実費負担)

⑩　レクリエーション
レクレーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
書道・民謡クラブ・音楽療法等をお楽しみいただけます。

⑪　洗濯
ご家族に代わり、施設内において洗濯を行うこともできます(実費負担)

⑫　貸衣類
利用期間中の衣類についてはあすみの丘にてご用意させていただくこともできます
(実費負担)

⑬　訪問歯科サービス
訪問歯科のサービスが受けられます。入れ歯の作成等もできます。(実費負担)

⑭　ホーム販売（2週間に1回）
　近所の売店が日用雑貨やお菓子などを当事業所内で出張販売してくれます。
（ご利用は実費負担となります。）

6.利用の中止

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
・利用者が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
利用途中にサービスを中止して退所する場合の料金は、退所日までの日数を基に計算します。

7.支払い方法

毎月月末に利用料を締め、翌月の26日にご指定の口座より引き落としになります。契約時に自動引き落としのお手続きをお願いいたします。
（26 日が金融機関の休業の場合は、翌営業日の引落となります。）

8. 料金

1.［介護保険給付対象サービス］（重要事項説明書別紙　参照）
（自己負担分はサービス利用料金の1割～3割）
2.［介護保険給付対象外サービス］（重要事項説明書別紙　参照）
（実費負担）
3.［緊急時及び特別時の搬送料金］（重要事項説明書別紙　参照）
（実費負担）
4.［低所得者対策について］（重要事項説明書別紙　参照）

9. サービスの利用方法

(1)サービスの利用申し込み

① まずは、お電話でお申し込みください。
ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は、3ケ月前からできます。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
② 診断書の提出
4週間以上連続してご利用なさる場合、バウムあすみの丘指定の診断書（有効期限1年以内）を提出してください。※診断書作成にかかる費用は実費負担となります。

(2)サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合
実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

② 自動終了

・お客様が介護保険施設等に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

・お客様がご利用不可能な状態となった場合等

③ その他

お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は1ケ月前までに文書で通告することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

10. 当事業所のサービスの特徴等

(1)運営の方針

この施設は施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。更に、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供いたします。施設は、明るく家庭的な雰囲気を保ち、地域や家族との結びつきを重視した運営をいたします。

(2)サービス利用のために

事　項	有　無	備　　考
従業員への研修の実施	有	職員技術向上のための研修を行っています。
サービスマニュアルの作成	有	
日程変更・追加の申込方法	有	相談員にご相談ください。

11.サービス利用に当たっての留意事項

・面会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥毎日　14時～17時　(60分以内でお願いします)

14:00～15:00, 15:00～16:00, 16:00～17:00

(新型コロナウイルス対策実施中　事前予約制　居室にて　一回につき3名まで　回数制限なし　365日面会可能　但し予約した面会が終了しないと次の予約が取れない事とします。ご協力よろしくお願いいたします。)

・外出、外泊‥‥‥‥‥前もって相談員にご相談下さい。

・設備、器具の利用‥‥消耗品については別途実費をいただきます。

・施設外での受診‥‥‥緊急時以外はご家族にお願いいたします。

・宗教活動‥‥‥‥‥‥原則禁止となっています。

・ペット‥‥‥‥‥‥‥‥原則禁止となっています。

・飲酒、喫煙‥‥‥‥‥原則禁止となっています。

12. 高齢者虐待防止について

当施設は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。
②成年後見制度の利用を支援します。
③苦情解決体制を整備しています。
④従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。
⑤従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
⑥サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを千葉市に通報します。

13. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対するサービス提供にあたって，次の事を守ります。

①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
②利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員との連携の上、利用者から聴取、確認します。
③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤事業者及びサービス従事者又は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者また家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文章にて、契約者の同意を得ます。
⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

14. 非常災害対策

消防法第8条第1項に基づき、消防・防災計画を作成し、防災設備の設置、避難訓練等、非常災害時に対して万全の対策を行います。

防火責任者　古宮　武男

15.サービス内容に関する相談・苦情

① 当事業所ご利用相談・苦情担当

相談・苦情受付担当　　相談員　　椎名　峻之

相談・苦情解決責任者　施設長　　勝山　哲也

ショートステイ　バウムあすみの丘
電話　　043－312－8880（午前8時45分から午後5時45分まで）
FAX　　043－312－8889
苦情受付メールアドレス　goiken@asuminooka.or.jp
※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

② その他
当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

千葉市介護保険事業課　　043－245－5256

千葉県国民健康保険団体連合会　　043－254－7428

16. 協力医療機関

医療機関の名称	大賀医院（内科　歯科）
所在地	〒260-0007　千葉県千葉市中央区祐光1-12-5
電話番号	043-225-5060

医療機関の名称	四街道徳洲会病院（内科　外科　整形外科　等）
所在地	〒284-0032　千葉県四街道市吉岡1830-1
電話番号	043-214-0111

17.緊急時の対応

ご利用者に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記に定める緊急連絡先に連絡します。
（緊急時必ず連絡がとれる連絡先のご記載をお願いいたします。）
※ 緊急時の搬送については実費負担となります。〔別紙料金表をご参照ください。〕

指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

ショートステイ　バウムあすみの丘（指定短期入所生活介護）

説明者職氏名　　相　談　員　　椎名　峻之　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

同意年月日　　令和　　年　　月　　日

利用者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者代理人（家族等）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

身元引受人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≪重要事項説明書　別紙≫

●利用料金のお支払方法(契約書第８条)
料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求します。

●介護保険法が定める法定料金(２０２４年８月１日対応)
下記料金は１日あたりの料金です。また、月間の合計単位で補正した金額になりますので、細部で相違が生じる場合があります。

(1)基本サービス料金(地域単価、１０．８３円)

介護度	基本単位	１日の利用料	１日の自己負担額の目安		
			１割負担	２割負担	３割負担
要介護１	704	7,624	763	1,525	2,288
要介護２	772	8,360	836	1,672	2,508
要介護３	847	9,173	918	1,835	2,752
要介護４	918	9,941	995	1,989	2,983
要介護５	987	10,689	1,069	2,138	3,207

(2)加算料金(職員配置等により変動が生ずる場合があります。(地域単価１０．８３円)

加　算　項　目	基本単位	利用料	利用者負担の目安		
			１割負担	２割負担	３割負担
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100／月	1,083 円	109 円	217 円	325 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200／月	2,166 円	217 円	434 円	650 円
機能訓練体制加算	12／日	128 円	13 円	26 円	39 円
個別機能訓練加算	56／日	606 円	61 円	122 円	182 円
看護体制加算（Ⅰ）	4／日	42 円	4 円	8 円	12 円
看護体制加算（Ⅱ）	8／日	85 円	9 円	17 円	26 円
医療連携強化加算	58／日	628 円	63 円	126 円	189 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18／日	192 円	20 円	39 円	58 円

夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20／日	216 円	22 円	44 円	65 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200／日	2,136 円	214 円	428 円	641 円
若年性認知症入所者受入加算	120／日	1,281 円	127 円	254 円	381 円
送迎加算	184／片道	1,992 円	200 円	399 円	598 円
緊急短期入所受入加算	90／日	974 円	98 円	195 円	293 円
長期利用者に対する減額	30／日	324 円	33 円	65 円	98 円
療養食加算 （朝、昼、夜１日３回を限度）	8／回	86 円	9 円	18 円	26 円
在宅中重度者受入加算（１）	421／日	4,559 円	456 円	912 円	1,368 円
在宅中重度者受入加算（２）	417／日	4,516 円	452 円	904 円	1,355 円
在宅中重度者受入加算（３）	413／日	4,472 円	448 円	895 円	1,342 円
在宅中重度者受入加算（４）	425／日	4,602 円	461 円	921 円	1,381 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3／日	32 円	4 円	7 円	10 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4／日	42 円	5 円	9 円	13 円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	22／日	234 円	24 円	47 円	71 円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18／日	192 円	19 円	39 円	58 円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6／日	64 円	7 円	13 円	20 円

看取り連携体制加算	64／日	693 円	70 円	139 円	208 円
口腔連携強化加算	50／日	541 円	55 円	109 円	163 円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100／月	1,083 円	109 円	217 円	325 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10／月	108 円	11 円	22 円	33 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 14.0%を加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 13.6%を加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 11.3%を加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 9.0%を加算（令和 6 年 6 月から）				
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率（令和 6 年 6 月から）				

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言をうけた上で、機能訓練指導員等が、生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。

理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で、助言を行うこと。

リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画進捗状況を 3 月ごとに 1 回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）

訪問・通所リハビリテーションの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が訪問して行う場合※個別機能訓練加算を算定している場合は、100 単位／月

機能訓練体制加算

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置している。

個別機能訓練加算

専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置している

こと。

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。

個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師を１名以上配置していること。

看護体制加算（Ⅱ）

看護職員を常勤換算方式で入所者数が 25 又はその端数を増す毎に１名以上配置していること。

事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保していること。

医療連携強化加算

事業所要件

・看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。
・急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。
・主治医と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
・急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。

利用者要件

・喀痰吸引を実施している状態。
・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。
・中心静脈注射を実施している状態。
・人工腎臓を実施している状態。
・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。
・人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。
・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
・褥瘡に対する治療を実施している状態。
・気管切開が行われている状態。

夜勤職員配置加算（Ⅱ）

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上上回っていること。

夜勤職員配置加算（Ⅳ）

夜勤職員配置加算（Ⅱ）を算定していることに加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引などの実施ができる介護職員を配置していること（この場合登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。（利用開始日から起算して７

日を限度として算定可）

若年性認知症入所者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。（認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可）

送迎加算

利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合。

緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。

短期入所生活介護を行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日）を限度とする。

長期利用者に対する減額

長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合

連続して３０日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行う。

療養食加算

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されていること。医師の発行する食事箋に基づき提供されていること。

在宅中重度者受入加算

（１）看護体制加算（Ⅰ）を算定し（看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合に限る）、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。

（２）看護体制加算（Ⅱ）を算定し（看護体制加算（Ⅰ）を算定していない場合に限る）、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。

（３）看護体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）をいずれも算定し、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。

（４）看護体制加算を算定せず、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）

施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者が占める割合が２分の１以上。

認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が２０人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

認知症専門ケア加算（Ⅱ）

認知症専門ケア加算の（Ⅰ）の基準をいずれも適合すること。

認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。

当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

サービス提供体制加算（Ⅰ）

サービス提供体制強化加算は限度額管理の対象外となります。

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上であること。

勤続１０年以上介護福祉士３５%以上であること。

サービス提供体制加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が６０%以上であること。

サービス提供体制加算（Ⅲ）

以下のいずれかに該当すること。

① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が５０%以上であること。

② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が７５%以上であること。

③ 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の占める割合が３０%以上であること。

看取り連携体制加算

看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し同意を得ていること。

※死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7 日を限度

口腔連携強化加算

事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。

見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。

見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。

介護職員等処遇改善加算（令和 6 年 6 月から）

介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善のための措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分

の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の 14.0％を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の 13.6％を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の 11.3％を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）所定単位数の 9.0％を加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）現行の３加算の取得状況に基づく加算率

(３)介護保険給付対象外サービス（実費負担）

食費	**370 円**	朝食	※低所得者対策制度あり
	740 円	昼食	
	580 円	夕食	
住居費（滞在費）	**2,580 円**	一日あたり	※低所得者対策制度あり
理美容代	**1,300 円～**	一回につき	
コピー	**10 円**	１枚につき	
貸衣類代	**100 円**	一日につき	
教養娯楽費	**実費**		
利用者選択による特別な食事	**実費**		
入院訪問サービス	**500 円**	１回につき	
電気製品持ち込み	**50 円**	１日につき	髭剃、携帯電話を除く
通信費	**実費**		
日常生活品	**実費**	使用分	看護上必要な衛生材料費を含む
破損による弁償	**実費**		

千葉市　四街道市以外のお客様で送迎をご利用された場合	**送迎加算＋実費**	バウムあすみの丘より直線距離１ｋｍにつき 200 円 例　　直線距離５ｋｍの場合 迎え　１０ｋｍとなり 2,000 円 送り　１０ｋｍとなり 2,000 円 合計　4,000 円　実費負担
通常の実施時間を越えた送迎	**1,500 円／1 時間**	ご利用者のご都合により 8：45～17：45 を超えた送迎の場合

(４)緊急時及び特別時の搬送料金　（実費負担）

	一時間につき
緊急時施設搬送用車両	**2,500 円**
病院付き添い	**1,120 円**
特別時の搬送 （個人的な要望による搬送）	**1,500 円**

※1　車両がバウムあすみの丘に到着した時点までの料金請求となります。
（出発から到着まで）

※2　救急車で搬送された場合、付き添い職員の料金をいただきます。

(５)低所得者対策について

住居費（滞在費）及び食費の減額を希望される方は、市町村の認定が必要となります。

	住居費（滞在費）	食費
利用者負担第１段階	**880 円**	**300 円**
利用者負担第２段階	**880 円**	**600 円**
利用者負担第３段階　①	**1,370 円**	**1,000 円**
利用者負担第３段階　②	**1,370 円**	**1,300 円**
利用者負担第４段階	**2,580 円**	**1,690 円**

（１日あたり）